



ごみ処理手数料について

燃やすゴミ⇒ 月・金曜日
燃やさないごみ⇒ 水曜日

本村ではごみ処理手数料を転入した月から負担して頂くことになっております。(ごみの収集と処理の経費に充てられます。) 指定袋はありません。透明・半透明の袋をご利用下さい。
収集は戸別収集が原則ですが、団地などステーション方式の所もあります。

手数料の金額は、1人150円/月です。事業を営む場合には、更に事業所分として、業種及び事業規模による課金があります。

手数料の納期は当月分を当月末までに納めて頂くことになっております。

納付の方法は、役場出納窓口で直接支払いする方法と、月々の支払いが便利な郵便局の自動払い込みによる方法があります。(自動払い込みについては、郵便局に相談下さい。)

転出される場合は、未納金がないか出納窓口または担当窓口で確認をお願いします。



タイヤ・バッテリーの有料処分について

下記の物品については、**有料**で引き取りいたします。役場で事前に料金を支払い、グリーンセンターに搬入の際、係に領収書を提示して確認を受けて下さい。

品目名及び規格	手数料金額	備考
軽自動車用タイヤ(ホイール無し)	300 円	12インチまで
軽自動車用タイヤ(ホイール有り)	400 "	"
普通自動車用タイヤ(ホイール無し)	500 "	18インチまで
普通自動車用タイヤ(ホイール有り)	600 "	"
2～4t車・4WD車用タイヤ(ホイール無し)	600 "	
2～4t車・4WD車用タイヤ(ホイール有り)	700 "	
10t車のタイヤ(ホイール無し)	1,100 "	
10t車のタイヤ(ホイール有り)	1,600 "	
大型建設機械のタイヤ(ホイール無し)	2,500 "	
大型建設機械のタイヤ(ホイール有り)	3,000 "	
ホイールのみ	300 "	
原動機付自転車等のタイヤ(ホイール無し)	150 "	
原動機付自転車等のタイヤ(ホイール有り)	200 "	
バッテリー 小	300 "	長さ23cm以下
バッテリー 中	600 "	長さ23cm以上26cmまで
バッテリー 大	1,000 "	長さ26cm以上40cmまで
バッテリー 特大	2,000 "	長さ40cm以上
建築解体に伴い発生した廃材1トン当たり	5,000 "	



自動車リサイクルを実施中です。

リサイクルのため、村外へ持ち出す使用済自動車は、フェリー運賃の8割が後日補助されます。(自動車リサイクル法・離島対策支援事業制度)

使用済み自動車引き取り証明書(業者から)とフェリー運賃の領収書(船舶課)を提出して下さい。尚、補助金振り込みのため申請者の預金口座も確認させていただきます。

使用済み自動車のリサイクル(島外搬出)は、原則個人で業者に連絡して行いますが、役場で希望者を募り、グループで引き取って貰うこともあります。

不法投棄は犯罪です！

問い合わせ

村役場 民生課
グリーンセンター

987-2322
987-3610